

成年後見人名簿登録研修講義資料(2日目)

講義時間	課目名	ページ
10:00-11:30	5-1 成年後見人のリスクマネジメント1	1
12:30-13:50	5-2 成年後見人のリスクマネジメント2(倫理演習)	32
14:00~14:45	6 修了評価	-
14:50-16:15	7 研修のまとめ	42

課目5－1

後見人のリスクマネジメント

公益社団法人 日本社会福祉士会
成年後見研修開発PT委員会

©公益社団法人 日本社会福祉士会

1

この講義の目的

- ・ 法に規定される成年後見人の権限、義務、基本姿勢を把握する
- ・ 後見活動におけるリスクについて理解する
- ・ 都道府県はあとなあが行うフォローワーク体制について理解する
- ・ 後見監督人、後見制度支援信託について理解する

©公益社団法人 日本社会福祉士会

2

社会福祉士の後見人は信頼できるか？

成年後見活動に対する苦情の例

3

社会福祉士の倫理

改めて、確認しましょう！

※2020年6月0日に採択された社会福祉士の倫理綱領。
※ここでは倫理綱領を読み返すことが必要として掲載しています。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

4

社会福祉士の倫理綱領

・前文

- われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを明確にする。われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年7月)を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

5

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。(IFSW;2014.7.) ※注1

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

6

原理

- I (人間の尊厳) 社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II (人権) 社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。
- III (社会正義) 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。
- IV (集団的責任) 社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。
- V (多様性の尊重) 社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。
- VI (全人的存在) 社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

7

倫理基準

I クライエントに対する倫理責任

1. (クライエントとの関係) 社会福祉士は、クライエントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。
2. (クライエントの利益の最優先) 社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライエントの利益を最優先に考える。
3. (受容) 社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、クライエントがあるがままに受容する。
4. (説明責任) 社会福祉士は、クライエントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。
5. (クライエントの自己決定の尊重) 社会福祉士は、クライエントの自己決定を尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライエントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

8

倫理基準

6. (参加の促進) 社会福祉士は、クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
7. (クライエントの意思決定への対応) 社会福祉士は、意思決定が困難なクライエントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
8. (プライバシーの尊重と秘密の保持) 社会福祉士は、クライエントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
9. (記録の開示) 社会福祉士は、クライエントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライエントに記録を開示する。
10. (差別や虐待の禁止) 社会福祉士は、クライエントに対していかなる差別・虐待もしない。
11. (権利擁護) 社会福祉士は、クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
12. (情報処理技術の適切な使用) 社会福祉士は、情報処理技術の利用がクライエントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

9

倫理基準

II 組織・職場に対する倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) 社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
2. (同僚などへの敬意) 社会福祉士は、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
3. (倫理綱領の理解の促進) 社会福祉士は、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。
4. (倫理的実践の推進) 社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
5. (組織内アドボカシーの促進) 社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
6. (組織改革) 社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る

©公益社団法人 日本社会福祉士会

10

倫理基準

III 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) 社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。
2. (社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
3. (グローバル社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

11

倫理基準

IV 専門職としての倫理責任

1. (専門性の向上) 社会福祉士は、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
2. (専門職の啓発) 社会福祉士は、クライエント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
3. (信用失墜行為の禁止) 社会福祉士は、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
4. (社会的信用の保持) 社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
5. (専門職の擁護) 社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

12

倫理基準

- 6.（教育・訓練・管理における責務）社会福祉士は、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
- 7.（調査・研究）社会福祉士は、すべての調査・研究過程で、クライエントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
- 8.（自己管理）社会福祉士は、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライエントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注 1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太平洋(2016年)および日本(2017年)における展開が制定されている。注2 本綱領にいう「社会福祉士」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。注3. 本綱領にいう「クライエント」とは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結束の必要な社会に含まれるすべての人々をさす

©公益社団法人 日本社会福祉士会

13

成年後見人の職務とは

改めて、再確認しましょう！
まず、今まで学んできたことの復習から。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

14

身上監護と財産管理

- 成年後見人の職務には、大別して身上監護と財産管理があります。

ここでは、以下について簡単にまとめます

- 身上監護とは
- 財産管理とは
- 身上監護と財産管理の関係

©公益社団法人 日本社会福祉士会

15

身上監護について①

- 身上監護の範囲とは

- 医療に関する事項
- 住居の確保に関する事項
- 施設の入退所、処遇の監視・異議申立に関する事項
- 介護・生活の維持に関する事項
- 教育・リハビリに関する事項
- 異議申立等の公法上の行為
ただし、①～⑤の法律行為に関連する行為に限られる
- アドボカシー
ただし、契約等法律行為に関する権限行使に伴う注意義務の範囲内に限られる

©公益社団法人 日本社会福祉士会

16

身上監護について②

- 具体的には

- 成年被後見人等に必要な医療・福祉サービスの手配
- ホームヘルパーの派遣・往診や訪問看護サービスの依頼
- 入浴サービス、デイサービス、ショートステイの申込みや送迎の手配、介護契約や医療・福祉サービス利用契約の締結
- 契約が履行されているかどうかの見守り
- 介護保険の要介護認定、障害支援区分の申請や異議申立
- ケアプランや個別支援計画に対する同意、利用したサービスに関する費用の支払いなど.....

©公益社団法人 日本社会福祉士会

17

財産管理について①

- 成年被後見人等に属する財産の管理を目的とする行為のこと

- 具体的には、
 - 不動産の売買、賃貸借、預貯金の出し入れ、貸金庫取引、信託取引、証券取引、地代・家賃の支払い・受領、年金等給付金の請求・受領、医療費やサービス利用料・保険料・公共料金の支払い、遺産分割の協議、遺留分減殺請求、訴訟行為、裁判上・裁判外の和解
- など多岐にわたる

©公益社団法人 日本社会福祉士会

18

財産管理について②

- 財産管理の目的
 - 成年被後見人等の財産を安全に保有すること
 - 投資などにより増やすことが目的ではない
- 財産管理の方法
 - 管理の対象ごとに工夫することが適當
 - 当面必要な現金は保管するか普通預金にする
 - 当面支出が予定されていない金銭などは、危険が少ないと考えられる銀行を選択し、長期定期預金にする
 - 非常の場合に備える金銭については、別枠の定期預金にするなど

©公益社団法人 日本社会福祉士会

19

財産管理について③

- 事務処理には、処理の都度管理の証拠を残すこと
 - 財産管理の適正さの確保
 - 成年被後見人等や家庭裁判所及び成年後見監督人等への報告の正確性の担保
 - 後日の紛争から成年後見人等自身を守るために不可欠

©公益社団法人 日本社会福祉士会

20

身上監護と財産管理の関係

- 身上監護と財産管理は表裏一体
 - 毎日の生活や介護の資金となるべき財産を、成年被後見人等のために活かす
 - 成年被後見人等の日常生活の支援が基本で、財産管理だけを切り離して考えることはできない
→民法第858条・第859条
 - 成年被後見人等がどのような生活を望んでいるのか、様々な情報から判断する必要性がある

©公益社団法人 日本社会福祉士会

21

成年後見人等の権限①

- 法定後見の類型による権限の範囲
 - 後見類型
 - 成年被後見人に関する財産上の法律行為全般についての代理権、財産管理権、取消権
– →民法第120条第1項、第859条
 - 保佐類型
 - 民法第13条第1項に定められている法律行為に関する同意権・取消権、家裁の審判によって定められた行為に関する代理権
– →民法第13条、第120条第1項、第876条の4

©公益社団法人 日本社会福祉士会

22

成年後見人等の権限②

– 補助類型

- 家庭裁判所の審判で定められた特定の法律行為に関する代理権又は同意権・取消権
 - →民法第17条、第120条第1項、第876条の9

- 保佐類型、補助類型における代理権及び補助類型における同意権の範囲は、申立ての範囲において、家庭裁判所が審判によって定めるもの
- 内容は個別に異なるので、あくまでもそれに付与されている権限に応じて活動する

©公益社団法人 日本社会福祉士会

23

成年後見人等の権限③

• 職務範囲に含まれない事務

– 権限の及ばない行為

• 身体の強制を伴う事項

- 成年被後見人等に対して、手術・入院・健康診断の受診等の医療行為の強制や、施設への入所の強制はできない
- 成年後見人等は、その職務を成年被後見人等の意思の尊重に基づいて行なう必要がある

• 一身専属的な事項

- 婚姻、離婚、養子縁組、認知、臓器移植の同意、延命治療およびその停止など

©公益社団法人 日本社会福祉士会

24

成年後見人等の権限④

- 義務の及ばない行為

- 現実の生活介護や支援行為等

- 生活上介護や支援が必要な成年被後見人等に対して、成年後見人等が自ら介護や支援をする義務はない
 - 成年被後見人等に介護や支援が必要な場合は、介護や福祉サービスが受けられるように手配を行うことが成年後見人の職務範囲
 - 成年後見人等の行為は、その効果は成年被後見人等に帰属することとなる
- 介護が必要な人は、自ら自身に対して介護は行わない

©公益社団法人 日本社会福祉士会

25

利益相反関係①

- 自己契約・双方代理となる場合

- 民法第108条：自己契約・双方代理の禁止

- 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。
 - ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

→成年被後見人が所有している土地を成年後見人自身が購入する等の場合

©公益社団法人 日本社会福祉士会

26

利益相反関係②

- サービス提供者とサービス利用者の場合
 - 施設職員や介護支援専門員などのサービス提供者が、当該サービス利用者の成年後見人等になる場合など
 - 施設を経営する法人あるいは法人に所属する職員などが、現に入所している利用者の成年後見人等に選任される？
 - 利益相反関係に配慮し家庭裁判所が判断
 - 職員は、その法人と雇用契約を結び、業務命令により職務を遂行している=法人側の利益のために法律行為を行う立場にいる
 - 必ずしも成年被後見人等を代理しているとは言えない

©公益社団法人 日本社会福祉士会

27

利益相反関係③

- 親族・家族間で留意を要する場合
 - 親子や推定相続人である親族が成年後見人等になつた
→成年被後見人等と成年後見人等の間で利害が対立する場合がある
 - 配偶者が成年後見人等になる場合、子が両親の成年後見人等になる場合、第三者が夫婦双方の成年後見人等になる場合も留意が必要

©公益社団法人 日本社会福祉士会

28

利益相反関係④

- 特別代理人の選任

- 成年後見人と成年被後見人との間の利益の相反する行為については、民法860条に、民法826条の親権者と子との利益が相反する行為と特別代理人の選任の規定を後見人に準用するとし、後見監督人がある場合は、この限りでないとしている

- 臨時保佐人の選任

- 保佐監督人がいない場合 民法876条の2第3項

- 臨時補助人の選任

- 補助監督人がいない場合 民法876条の7第3項

©公益社団法人 日本社会福祉士会

29

成年後見活動に潜むリスク

成年後見活動をする上で、リスクへの対処は常に必要です。

©公益社団法人 日本社会福祉士会

30

ヒューマン・エラー

- 成年後見に係るリスクは、人的なミスによるエラーがほとんど！
- ヒューマンエラーとは、「達成しようとした目標から意図せずに逸脱することとなった期待に反した人間行動」である。

日本ヒューマンファクター研究所

<http://www.jihf.com/>

©公益社団法人 日本社会福祉士会
31

最近の報道から①



• 専門職の不正最多弁護士ら、財産着服など37件

• 每日新聞2016年4月15日東京朝刊

- 認知症などで判断能力が十分でない人の財産管理を行う成年後見制度で、後見人を務めた弁護士や司法書士ら「専門職」による財産の着服といった不正が、昨年1年間に37件（被害総額約1億1000万円）確認され、件数としては過去最悪だったことが、最高裁の調査で分かった。後見人全体の不正件数は、2010年の調査開始以降初めて前年を下回った。
- 高齢者社会に対応するため、制度の利用促進を目指した法律が今国会で成立。弁護士会などの団体は不正防止への対策強化がいっそう求められそうだ。

©公益社団法人 日本社会福祉士会 32

Q18 成年後見人等としての責任を問われる場合は、どのような場合ですか？

- A18 後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所は成年後見人等解任の審判をすることがあります。
- また、成年後見人等が不正な行為によって被後見人等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりませんし、背任罪、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。本人と親子の関係にあっても、刑罰は免除されませんし、量刑上酌むべき事情になりません。

東京家庭裁判所 Q&A集より

©公益社団法人 日本社会福祉士会 33

最近の報道から② 朝日新聞 DIGITAL • 2016.7.14 19:32更新

- 母親の預貯金横領容疑 成年後見人していた長男と妻を逮捕
- 横浜地検は14日、成年後見人をしていた母親(74)の口座から預貯金を着服したとして、業務上横領容疑で、長男の会社員、S容疑者(38)=神奈川県小田原市=と、妻のT容疑者(40)=同県秦野市=を逮捕した。
- S容疑者の逮捕容疑は、平成25年12月、T容疑者と共に謀して母親の定期預金を解約し、約300万円を横領したとしている。T容疑者の逮捕容疑は平成25年12月～昨年4月、さらに預貯金約2100万円を着服したとしている。
- 地検によると、S容疑者はT容疑者に母親の財産管理を委託していた。今年3月、横浜家裁が告発。S容疑者は25年11月に後見人に選任され、14日までに解任されている。

©公益社団法人 日本社会福祉士会 34

最近の報道から③ 朝日新聞 DIGITAL

朝日新聞Digital 2015年7月22日

- 成年後見人の元弁護士、再逮捕へ 1400万円横領容疑
 - 成年後見人として管理していた認知症の女性の預金を元弁護士が私的に流用していたとされる事件で、警視庁は、別の認知症の女性の約1400万円も私的に流用した疑いが強まつたとして、元弁護士を22日にも業務上横領の疑いで再逮捕する方針を固めた。捜査関係者への取材でわかった。
 - 元弁護士は、東京都千代田区のW容疑者(48)。捜査関係者によると、W容疑者は昨年、東京都の認知症の80代女性の銀行口座から現金約1400万円を引き出し、横領した疑いがある。捜査2課は、この女性の預金から100回近くにわたって計約5千万円が引き出されたことを確認。W容疑者は調べに対し、別の認知症の80代女性の預金約1千万円を横領したことも認めているといい、被害総額は計約1億円に上るとみている。
 - W容疑者は、東京都北区の90代女性の口座から約4200万円を横領したとして逮捕された。「キャバクラでお気に入りの女の子のために、シャンパンタワーをやって一晩で約100万円つぎ込んだこともあった。キャバクラだけで4千万円ほど使い込んだ」と供述しているという。
 - W容疑者が昨年3月まで所属した第一東京弁護士会副会長は「悪意を持っていれば誰でもできてしまう。第三者のサポートが足りなかった」と悔やむ。同弁護士会では2年前から研修を増やしたり、後見人として推薦する際に会費の滞納状況を確認したりしている。今後は家裁に推薦する要件の厳格化や研修の強化を検討している。(中野浩至、高田正幸)

©公益社団法人 日本社会福祉士会 35

最近の報道から④ 朝日新聞 DIGITAL

朝日新聞Digital 2015年11月17日

- 6700万円横領容疑、司法書士を逮捕 東京地検
 - 成年後見人として管理していた財産から約6700万円を横領したとして、東京地検特捜部は17日、千葉県柏市の司法書士Y容疑者(63)を業務上横領の疑いで逮捕し、発表した。特捜部は認否を明らかにしていない。
 - 発表によると、Y容疑者は2013年7月から14年11月までの間に、約6746万円を郵便局などから6回にわけて現金で引き出し、横領した疑いがある。
 - Y容疑者は東京司法書士会に所属。東京家裁立川支部の審判により13年3月、100歳代の女性の成年後見人に選任された。女性は14年8月に亡くなつたが、その後も相続人に引き継ぐまで、Y容疑者が財産を管理していたという。

©公益社団法人 日本社会福祉士会 36

最近の報道から⑤

毎日新聞

毎日新聞 2013年12月27日

- **社会福祉士:成年被後見人の預金着服で在宅起訴 東京地検**
 - 成年被後見人の預金を着服したとして、東京地検は27日、千葉県の社会福祉士(64)を業務上横領罪で在宅起訴した。
 - 起訴状によると、被告は、成年後見人として60代男性の財産管理を任されていたが、2011年4月～13年3月の間、男性の預金口座から計19回にわたって計969万円を引き出して着服している。
 - 地検によると、このうち七百数十万円を私的に使い込んでいたとされる。後見人を解任されており、私的流用分を全額弁償したという。【近松仁太郎】

©公益社団法人 日本社会福祉士会 37

最近の報道から⑥ 佐賀新聞

2018. 6.24

公益社団法人「佐賀県社会福祉士会」は23日、定期総会を開いた。会所属の男性が被後見人ら5人の預貯金口座から2755万円を着服していた問題を受け、男性を同日付で除名処分とし、第三者委員会の設置も正式に決めた。

総会は非公開で行われ、会員約70人が出席した。第三者委員会に関しては医師や弁護士ら6人で構成、7月中にも再発防止策をまとめた上で、早ければ8月から運用していく方針を伝えた。会員から特に意見は出なかつたという。

男性からは弁護士を通じて、全額返済の意思は伝えられているが、「具体的な額などはまだ分からない」(同会)といい、7月中に弁済可能かどうかを精査し、同会が未回収分返済するという。

同会は「信用回復のため、再発防止に向け、全力で取り組む」としている。

男性は昨年11月から今年4月にかけ、社会福祉士会の法人後見で担当した佐賀、福岡県内の被後見人ら5人から計2755万円を着服した。

神奈川県社会福祉士会会員による成年後見活動の遅滞について
神奈川県民並びに関係機関の皆様へ

<神奈川県社会福祉士会会員による成年後見活動の遅滞について>

2016年10月11日、神奈川県社会福祉士会ばあとなあ神奈川名簿登録者が、成年後見活動を遅滞させたまま行方不明となっていることが、本会の調査・確認、関係機関との連絡により判明しました。

た。このことにより、被後見人の生活に著しく影響が及んでいます。被後見人等の生活と権利を守るべき専門職後見人の団体としての責務を果たせぬ結果となり、関係者及び県民の皆さんお詫びを申し上げます。

この様な事態を招いたことは、成年後見制度を利用されている多くの方に不安を抱かせ、制度に対する信頼を失わせるものです。本会は、関係者の協力を得ながら、被後見人の生活の安定確保を最優先に対応しています。

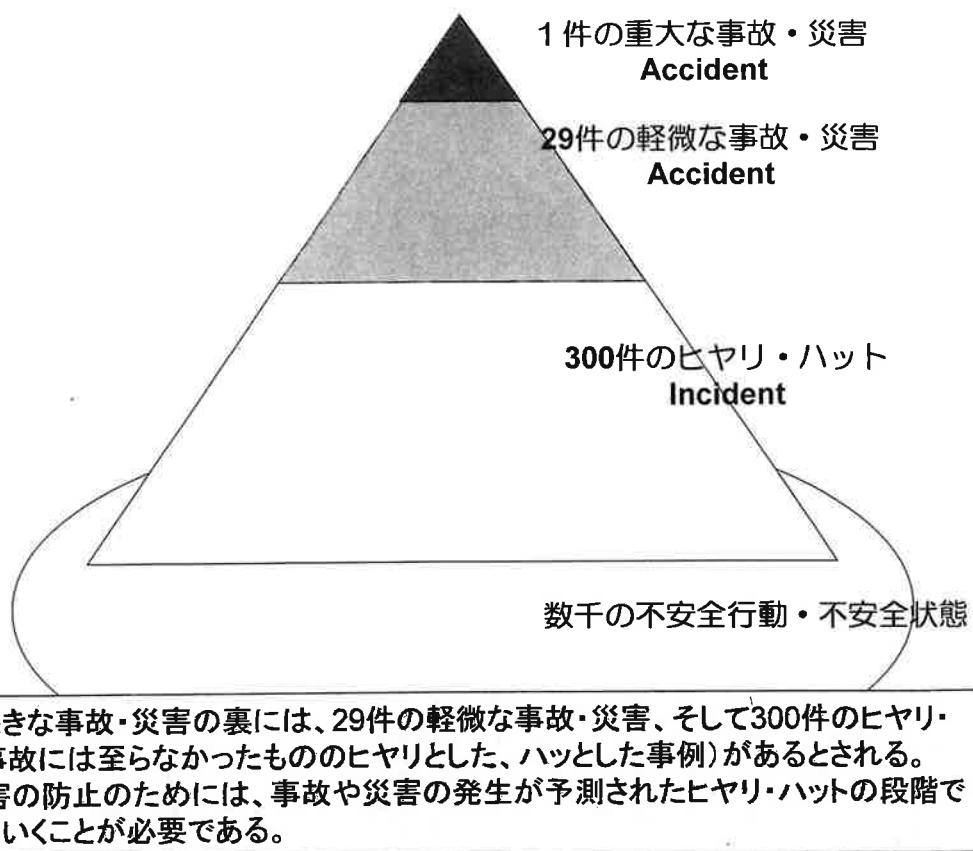
事実関係は、現在、調査中ではありますが、被後見人の方々及びその関係者の皆様に多大なご迷惑とご不安を抱かせている現状について、早急に解決していく所存です。

2016年11月18日

公益社団法人神奈川県社会福祉士会
会長 山下 康

ハインリッヒの法則

- 1941年にアメリカの損害保険会社に勤めるH.W.ハインリッヒが、事故や災害について調査した結果、確立した法則。
 - 1件の重大事故の裏には29件のかすり傷程度の軽微な事故があつて、さらにその後ろには、ヒヤリとしたりハツとして冷や汗が流れるような事例が300件潜んでいるというもの。
 - ある意味、事故は確率現象であるということ。
 - たとえ少しでもヒヤリとした経験をしたとき、同じ背景には重大事故につながるような要因があるということを認識し、十分な対策を立てれば重大事故が未然に防げるという考え方。
 - ヒヤリ・ハット=認識された潜在的失敗



ヒヤリ・ハツとした経験は ありませんか？

- その経験は、あなただけのものですか？
- 他の誰も経験しないのでしょうか？
- あなたが伝えないなら、誰かが同じような経験をする
↓もし、その経験を他に伝えることができたら...
- 他の方が回避できるかもしれません

問題は、

- こういう軽微な事故を報告しない・できないこと！
- そんな失敗の報告をする場と時が用意してあるかどうか？
- そういう失敗を正直に言える雰囲気があるかどうか？

インシデント・レポートの活用

- ぱあとなあの参考記録書式には、インシデント・レポートが存在する。
- 日常の活動の中で、ヒヤっとしたり、ハツとした出来事を、放っておかないことが大切。
- 報告し合い、内容を分析し公表し共有することで、アクシデントを未然に防ぐことが、ある程度可能となる(全てではないことに注意！)

©公益社団法人 日本社会福祉士会 43

ヒヤリ・ハツとから発展した事例

- 問題の発生(インシデントレベル)
 - 被後見人の費用について、自分自身の金銭で立て替えるなどが常態化し、いわゆる財布をきちんと分けることができなくなっていた。
 - さらに自分自身の費用を被後見人の財産から支払うなどが発生し、帳尻が合わなくなった。
- 結果(アクシデントレベル)
 - 後見業務において数十万円の使途不明金を発生させ、また領収書を取り違えて立替金を精算するなどのずさんな財産管理から、家裁による後見監督により解任された。

©公益社団法人 日本社会福祉士会 44

- ・ ぱあとなあの支援
 - 各都道府県士会ぱあとなあの支援について
 - 一人で抱え込まないために
- ・ 家庭裁判所が進める不祥事防止策
 - 後見監督人の選任
 - 後見制度支援信託もしくは後見制度支援預貯金の実施

©公益社団法人 日本社会福祉士会

45

ぱあとなあの支援

ぱあとなを活用しよう！

©公益社団法人 日本社会福祉士会

46

支援の基本的な考え方

- 相談したい人は、初心者だけではない
 - 相談内容は決して高度で複雑なことではない
 - 基本的な考え方の確認もある
- 問題や課題の専門性にも考慮が必要
 - 高齢者問題？
 - 知的障害者問題？
 - 精神障害者問題？
 - 医療問題？
 - 複合問題？ 制度に関するもの？ 福祉の問題？
 - 法律関連？ それとも…？

©公益社団法人 日本社会福祉士会

47

サポート上の様々な課題 その1

- 成年後見人として、どうサポートしてもらう？
 - どのように問題・課題を知るか？
 - どのように問題・課題を知らせるか？
 - どのように問題・課題を共有するか？
 - どのように問題・課題を解決するか？
- エリア問題がある
 - 都道府県士会ばあとなあと 地区ばあとなあ
 - 活動エリア(県外？ 地区外？)
 - サポートは物理的距離より精神的距離という考え方

©公益社団法人 日本社会福祉士会

48

サポート上の様々な課題 その2

- 相談を受ける側の課題
 - 相談は受けたけれど…
 - 情報の共有はどうする？
 - そもそも情報管理は誰が？
 - ぱあとなあへのフィードバックはどうする？
- 相談する側からの課題
 - どの方法を用いて相談する？
 - 面接、電話、FAX、メール、手紙、etc.

©公益社団法人 日本社会福祉士会

49

サポート上の様々な課題 その3

- 相談したい…でも誰に相談したらいい？

↓

↓こんなことを聞くのは恥ずかしい

↓

一人で抱え込んでしまう

↓

軽微な問題が、重大な問題になることも

©公益社団法人 日本社会福祉士会

50

ぱあとなあ神奈川の支援体制

- ・ぱあとなあ神奈川電話相談
火曜・木曜 14:00～17:00
TEL:045-314-5500
- ・各地区ブロックの定例会・勉強会等で相談
- ・ぱあとなあ神奈川権利擁護担当専門員
TEL:045-314-0007
- ・弁護士相談(毎月第4火曜18時～20時予約制)

* その他、2月8月の成年後見活動報告を通して、報告内容に応じた活動上の助言を得ることができます。

©公益社団法人 日本社会福祉士会 51

ぱあとなあの苦情受付体制

(1)ぱあとなあへ寄せられる苦情の種類

- ①ぱあとなあの運営に対する苦情
- ②ぱあとなあの部員による成年後見活動に対する苦情

(2)対応

いずれも事務局で受付、県士会会长へ報告。
会長から担当事業部の運営委員会へ対応の指示を受けて
対応。会長へ報告。

家庭裁判所による不祥事等防止策

・後見監督人の選任

ぱあとなあ部員に監督人が選任されている件数22件で
監督人の職種は弁護士9件、司法書士12件、不明1件。

・後見制度支援信託及び後見制度支援預金の実施

弁護士、司法書士、社会福祉士については、本人からの
の申し出とするように取り決めている。

ぱあとなあ神奈川部員の利用件数57件

(2021.8活動報告書)

53

後見監督人について

厚労省ホームページ
成年後見制度の現状
平成30年5月から抜粋

○後見監督人について

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、
後見監督人を選任することができる(民法849条)。保佐人、補助人についても同様。

→ 以下のような場合に、後見監督人が選任されることがある。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
- ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されているとき(遺産分割等)
- ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき

平成24年から平成29年までの各年に、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任された件数
は以下のとおりである。

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
2,255件	2,723件	3,213件	4,722件	3,465件	2,543件

※ 平成29年の数値は、運営値である。

○後見監督人の報酬について

報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として
東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支所)より抜粋

・ 基本報酬

成年後見人が管理する財産額が5,000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理する財産額が
5,000万円を超える場合には月額2万5,000円～3万円。

・ 付加報酬

後見監督人として特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

38

後見制度支援信託について

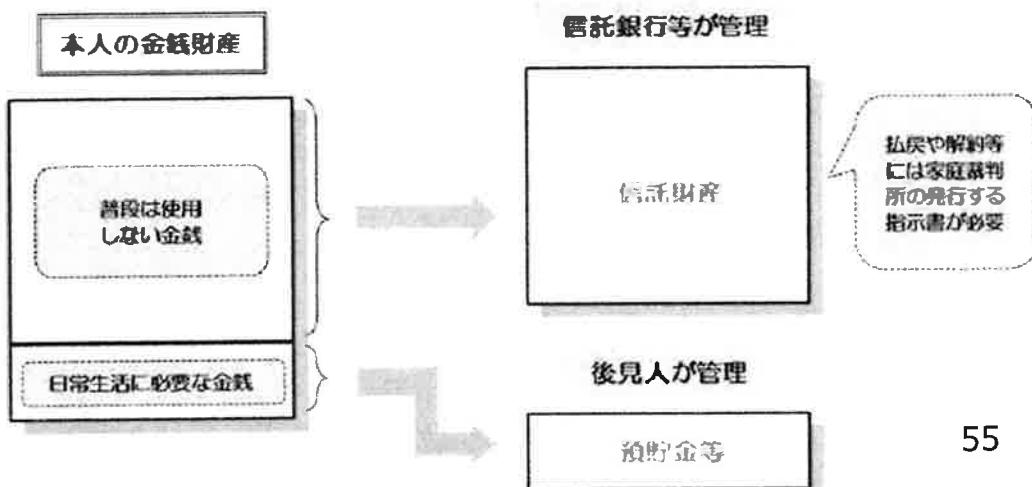
第2回成年後見制度利用促進委員会（2016/10/3）

内閣府作成資料8

成年後見制度の現状 から抜粋

- 後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つ。
- 後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要。

※ 原則として、弁護士や司法書士等の専門職後見人が財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などを検討した上で、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結する。
 ※ 成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見では利用できない。
 ※ 信託することのできる財産は、金銭に限られる。

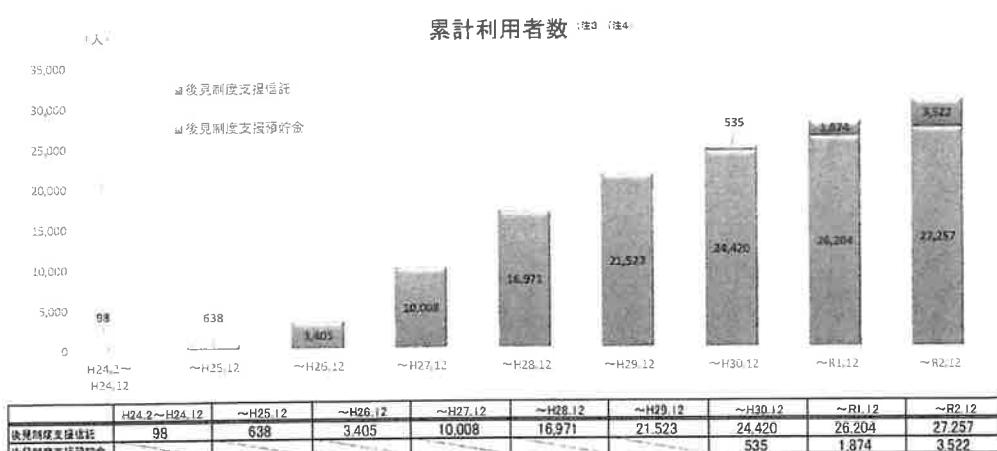


55

厚労省ホームページ
成年後見制度の現状
令和3年3月から抜粋

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の利用状況(平成24年2月～令和2年)

○ 後見制度支援信託^(注1)及び後見制度支援預貯金^{(注2)(注3)}(以下「後見制度支援信託等」という。)は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。平成26年以降後見制度支援信託の利用が進んだことに加え、平成30年からは後見制度支援預貯金の利用も進んだため、令和2年12月までの後見制度支援信託等の累計利用者数は下記のとおりとなった。



(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入され、後見制度支援預貯金は、後見制度支援信託に並立・代替する仕組みとして導入された。

(注2) 後見制度支援預貯金に関する実情調査は、平成30年1月から開始した。

(注3) グラフ中、利用者数として記載した数値は、平成24年2月から各年12月までの間に、後見人が代理して信託契約又は預貯金契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数である。(後見制度支援信託等の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

(注4) 同一の成年被後見人又は未成年被後見人が、同時期に信託契約及び預貯金契約を締結した場合は、そのいずれについても利用者として算入している。

51

後見監督人への就職

- 家庭裁判所からの依頼で後見監督人に就職する場合が多くなっている
- 後見監督人の必要性は、年々大きくなっているが、被後見人や後見人にとって、必ずしも永続的に必要ではない
- 必要性をきちんと精査し、必要性が少なければ、その旨を家庭裁判所に問い合わせ返すことも必要ではないか

©公益社団法人 日本社会福祉士会

57

後見制度支援信託について

- 成年後見制度支援信託や後見制度支援預金の利用は急激に増加している
- 不祥事の防止という観点での必要性と、本来の被後見人等にとっての金銭の使用という点で、十分な議論や検討が必要になる
- 制度は賢く使ってこそ、意味がある

©公益社団法人 日本社会福祉士会

58

ここまでまとめ

- ・ 後見活動に潜むリスクは、特別なものではない
- ・ 後見活動の意味とは、あくまでも対象者の最善を求める
こと ベースには、Nothing About Us Without Us.
- ・ 時にはソーシャルワーカーの視点を持ち、一人ひとりが
すべきことは何かを考える
- ・ 支援体制の構築等、組織がすべきこともある
- ・ 絶対に抱え込んではいけない！
- ・ 迷ったら、繰り返し基本に立ち返る
 - 「応用」は魅力的だが…
 - 「応用」とは「基本のバリエーション」にすぎない

©公益社団法人 日本社会福祉士会 59

Keywords

- ・ 利用者にとっての最善を求めるスタンスが基本で、その
上で不祥事を防止する、あるいは無くす取り組みを。
- ・ 抱え込まない！ 抱え込ませない！
- ・ 気軽に相談できる体制の構築は、各ばあとなあの課題。
- ・ 成年後見人としての社会的常識、専門職としてのスキル
や知識は、意図的に学ばなければ身につかない。
- ・ それでもリスクは生じる(ヒューマンエラーはなくせない)

©公益社団法人 日本社会福祉士会 60

Q 2 後見人の責任

後見人は、どのような場合に、どのような責任を問われるのですか。

A 2 後見人としてふさわしくないと家庭裁判所が判断した場合、後見人を解任することがあります。また、これとは別に、後見人は、民事上の損害賠償責任や、刑事上の責任を問われることがあります。

1 後見人の責任と解任

後見人は、その職務の重要性（Q 1（後見人とは）参照）から重い責任が課せられています。

そのため、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、被後見人、被後見人の親族、後見監督人、検察官の請求又は職権により、裁判所が後見人を解任することがあります。

解任の理由となるのは、次のような行為をしたり、任務を怠った場合などです。

解任の理由となる後見人の行為（例）

- (1) 後見人が被後見人の財産を私的に借用又は流用する行為
- (2) 後見人としての信用・信頼を失墜させるような行為
- (3) 後見人の権限を乱用する行為
- (4) リスクの高い金融商品を購入するなど、適当でない方法により財産を管理する行為

など

2 民事上の損害賠償責任、刑事上の責任

後見人は、被後見のために十分な注意を払って誠実にその職務を遂行する責任を負っていますので、故意又は過失により被後見人に損害を与えた場合には、損害賠償の責任を問われることになります。

また、使い込みをするなど悪質な場合には、業務上横領などの刑事上の責任を問われることもあります。

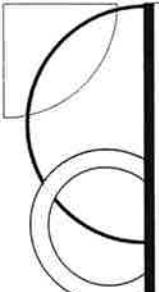


ぱあとなあ神奈川 成年後見人名簿登録研修

課目5-2 後見人の倫理

平成24年5月版日本社会福祉士会成年後見委員会
成年後見基本実務研修 科目5「後見人の倫理」準拠

講師:星 勉
ぱあとなあ神奈川運営委員会副委員長



研修の目標

- 1 後見人として判断に迷う場面や葛藤が生じる場面を想定し、後見人として適切な対応の方法について考える。
- 2 「社会福祉士の倫理綱領」と「社会福祉士の行動規範」に照らして、後見人として活動する上での自己の倫理観を涵養する。

講義・演習の進め方

1 講義

身上配慮義務、倫理綱領・行動規範

2 グループワーク

- (1)事前課題の発表
- (2)意見交換

3 全体での共有「気付き」の共有

4 科目のまとめ

2

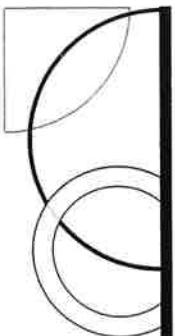
受講者の皆様へお願い

○自分の考えを率直に表現しましょう。

○発表者の話を最後まで聴き、批判・
批評は慎みましょう。

○お互いの「気付き」を認め合いましょう。

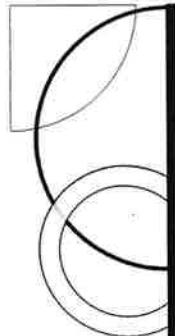
○自分を見つめる機会となるよう、協力
しましょう。



講義：民法858条 身上配慮義務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、
成年被後見人の意思を尊重し、かつ、
その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

4



講義：社会福祉士の倫理綱領 社会福祉士の行動規範

クライエントに対する倫理責任

1. クライエントとの関係
2. クライエントの利益の最優先
3. 受容
4. 説明責任
5. クライエントの自己決定の尊重
6. 参加の促進
7. クライエントの意思決定への対応
8. プライバシーの尊重と秘密の保持
9. 記録の開示
10. 差別や虐待の禁止
11. 権利擁護
12. 情報処理技術の適切な使用



グループワーク

(1)事前課題の発表

- 進行役(タイム・キーパー)はファシリテーターが行います。
- 事前課題ワークシートに記入した内容を、一人2~3分を目安に全員が発表します。
- グループワークシートを、各自のメモとして活用します。

6



グループワーク

(2)意見交換

- 全体共有での発表者を決めてください。
- 後見人として最優先すべき「倫理基準・行動規範」は何か、話し合いましょう。
- 最優先すべき「倫理基準・行動規範」を具現化した後見人としての対応について、話し合いましょう。
- グループワークシートを活用します。

全体での共有

- 発表者は、グループで行われた意見交換の内容を発表してください。
- 1グループ2~3分を目安にしてください。
- 意見交換の内容を、ありのままに紹介してください。

8

科目のまとめ

グループワークを通して得られた「自己への気付き」はありましたか？

- (1)自己の倫理観に関する気付き
- (2)後見人として活動する上での自己の課題

★「スライド10」に3分で記入しましょう。

★グループで一人ずつ発表し、気付きを共有しましょう。



★「事後課題」として記録しましょう。

★定期的に研修を受け、倫理観の涵養に努めましょう。

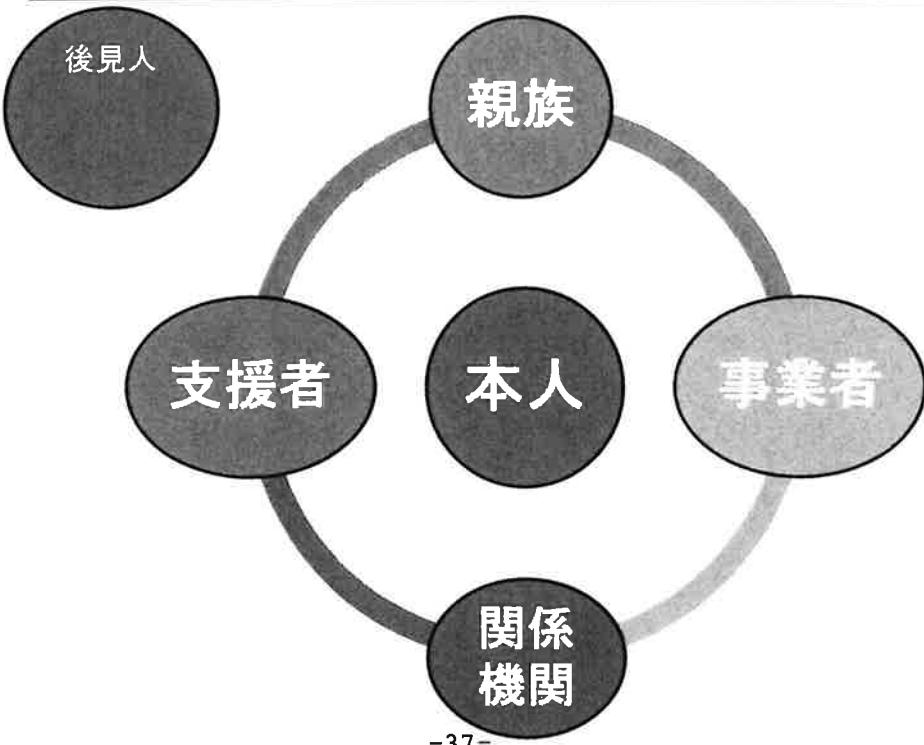
自己の倫理観に関する気付き 後見活動をする上での自己の課題

本日の研修における気付きを記入しましょう(記入時間3分)

10

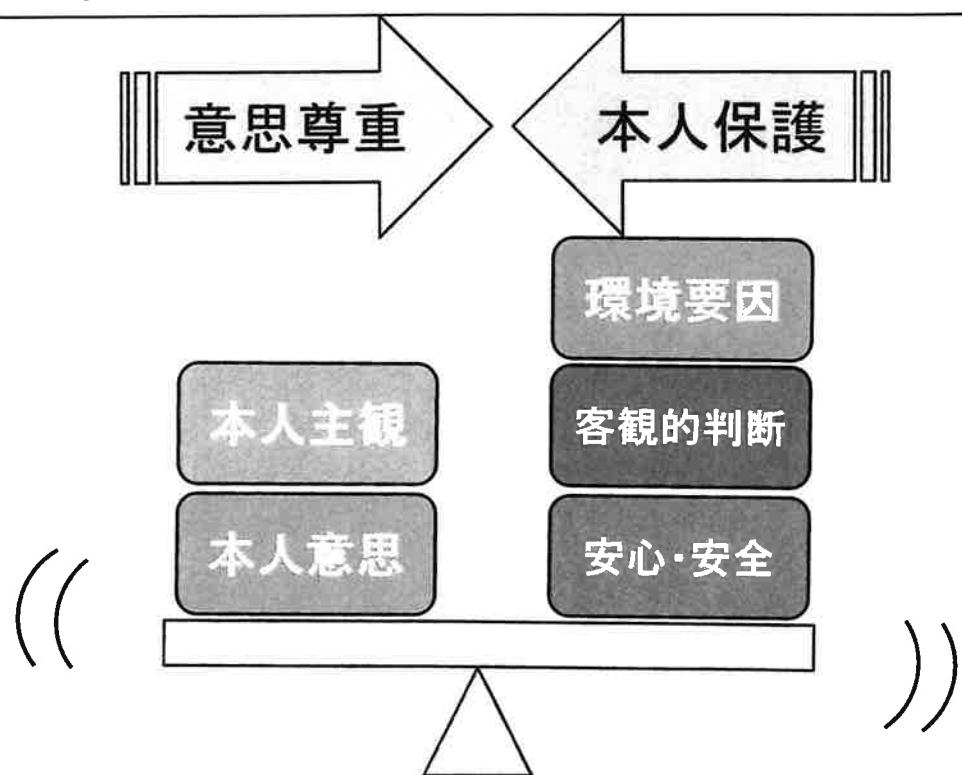
まとめ①

後見人の立ち位置とは？



まとめ②

本人意思の尊重と保護の調和とは？



12

障害者権利条約と成年後見制度

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

○法的能力とは

- ・権利を有し法的人格として認められる「法的地位」
- ・権利に基づいて行動し法律で認めてもらう「法的主体性」

○法的能力の行使における支援の提供を義務付け

○「代理人による意思決定」から

「支援付き意思決定」

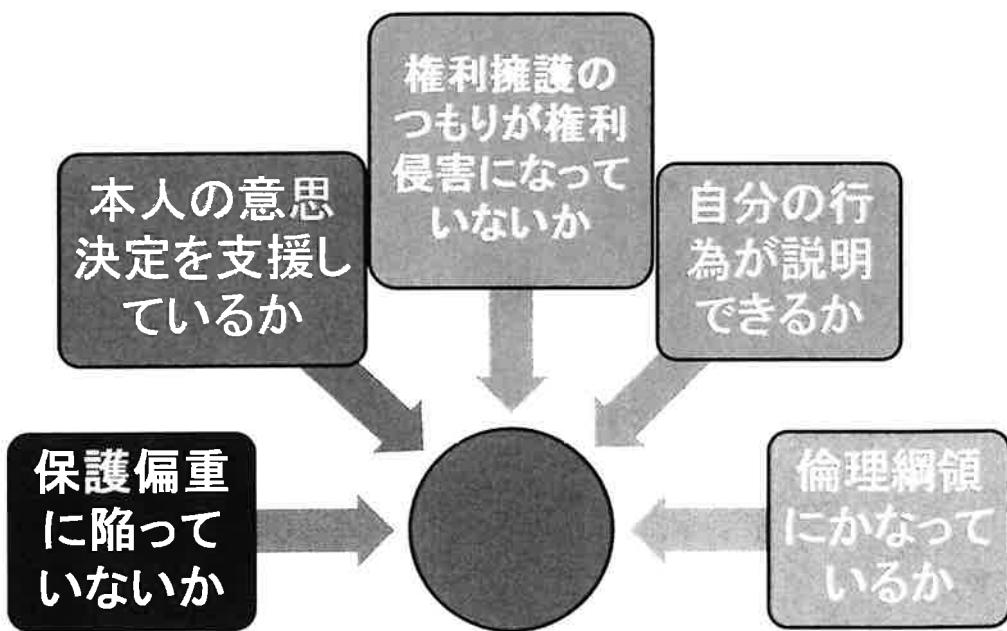
○客観的にみた「最善の利益」から

「意思と選好の最善の解釈」へ

一般的意見第1号(2014年) 仮訳:日本障害者リハビリテーション協会から抜粋・引用

まとめ③

社会福祉士である後見人として



成年後見人名簿登録研修 課目5-2 倫理 グループワークシート（1）事前課題の発表

グループで選択した検討場面について、事前課題ワークシートに記入した内容を一人ずつ発表します。以下は、メンバーの発表をメモするためのシートです。このシートは提出義務はありません。本日の研修の記録として持ち帰り、事後課題作成の参考にしてください。

検討場面1

あなたは知的障害がある若者の後見人に選任されました。障害基礎年金と若干の工賃収入が定期的な収入ですが、預貯金が200万円あります。本人は電車好きで、預貯金を全部使って日本一周電車の旅がしたいと言います。あなたは後見人としてどのように対応しますか？

検討場面を読んで、まず何を思い、何を考えたか。

判断に迷うところ、葛藤を感じたところはどんなところか。

選択した検討場面において、最優先すべき「倫理基準」「行動規範」は何か。
それを具現化した後見人としての対応とは？

＜意見交換のポイント＞

- ・検討場面において、特に関連する「倫理基準」「行動規範」として選んだ3つは、なぜ、どのように関連すると考えたのでしょうか。選んだ理由は何でしょうか。
- ・それを遵守するということは、後見人として具体的に何をすることなのでしょうか。
- ・実際に遵守した実践をしようとすると、どのような迷いや葛藤、あるいは困難があるでしょうか。それを解決するためには、どうすればよいでしょうか。

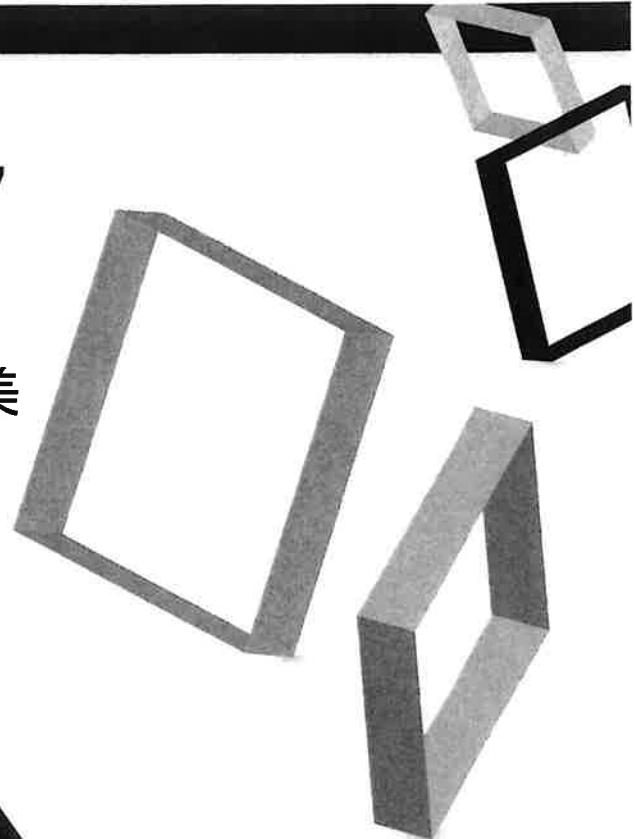
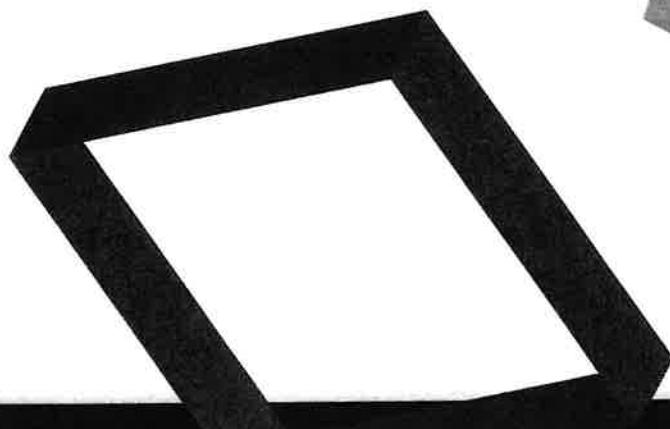
＜注意！＞

最優先すべき「倫理基準」「行動規範」が何かを一つ決めることが目的ではありません。
社会福祉士として行動する際には、常に全ての「倫理基準」「行動規範」の遵守が求められます。

※以下は、グループワークでの意見交換及び全体での共有における内容を、自由にメモしてください。

名簿登録研修課目7 ～研修のまとめ～

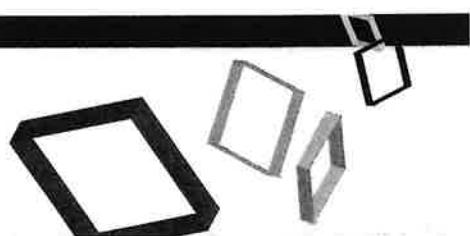
副運営委員長 小野澤和美



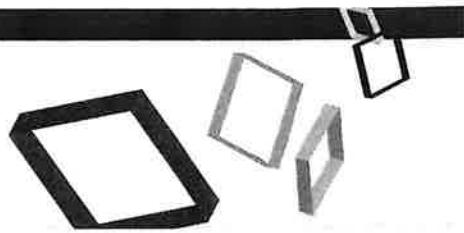
科目の目的と流れ1

①研修の振り返り

別刷りの資料を元に二日間の研修を振り返ります。



科目の目的と流れ2

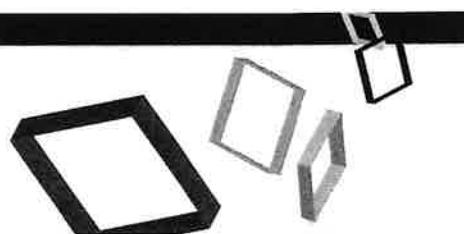


②演習1…15:00～15:30

各グループで、説明資料を元に後見人の活動内容について、共有してください。

演習スタッフを中心に、疑問点・不安なことを共有し、受任事務環境を整えてください。

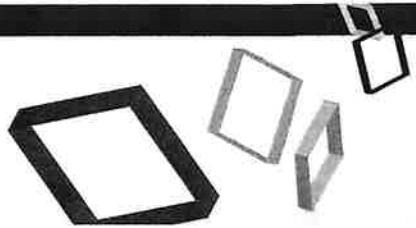
科目の目的と流れ3



③演習2…15:30～15:55

受講生の皆さんには、人材育成研修、名簿登録研修を通して疑問に感じたこと、不安に感じたことを言葉にして、演習スタッフから助言を受けて下さい。

科目の目的と流れ4

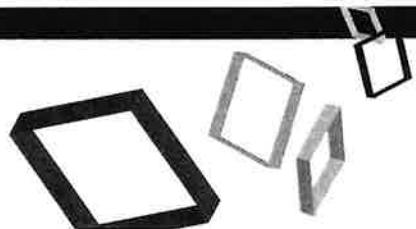


④今後の活動に向けた決意表明

15:55～16:10

皆さん、この研修を終えて、これからどのような活動をしていきたいですか？
自分の思いを表明してください。

まとめ



お疲れ様でした。

ばあとなあ神奈川では、研修終了後、まだ受任していない方でも、安心して活動して頂けるように、支援体制を整えています。

名簿登録し、私たちとともに、活動する仲間になってください。

事件番号 平成30年(家)第



保佐開始の審判申立事件

事務連絡

保佐人 小野澤 和美 様

平成30年11月2日

〒252-0236

相模原市中央区富士見6丁目10番1号

横浜家庭裁判所相模原支部

裁判所書記官



電話番号 042-716-0181

FAX番号 042-768-2575

このたび、同封した審判書謄本のとおり、本人(被後見人)について、保佐開始の審判がなされ、あなたが保佐人として選任されました。

この審判は、あなたと本人にこの審判書謄本が送達されてから2週間以内に、だれからも不服の申立てがなかった場合、確定してその効力を生じます。

つきましては、裁判所から特に連絡がない限り、上記2週間が経過しましたら、同封の「成年後見人Q&A」にしたがって、速やかに財産目録等の作成に着手し、同封した書式を用いて、**後見等事務計画書**、**財産目録(1/3)～(3/3)**、**収支予定表**及び添付資料を、

平成30年12月21日までに、

郵便で横浜家庭裁判所相模原支部後見係宛に提出してください。

※ 提出していただく上記書類は、本件審判確定日を基準日として作成してください。

本件審判確定日は、後日書面でお知らせします。

2021年度成年後見名簿登録研修

2022年3月19日

課目7 研修まとめ

※参考資料 ぱあとなあ神奈川活動の手引き

後見人等候補者推薦依頼から受任までの流れ

※活動の手引き P5~

1 家裁・行政・県民からぱあとなあ宛てに推薦依頼

文書で推薦依頼が送付される。

※神奈川県社会福祉士会のHPから候補者推薦依頼書をDL可能

2 推薦する会員の調整 (活動の手引き P9、10 資料1, 2)

メールでの情報発信と地区コーディネーターに調整依頼。調整後、委員会が推薦を決定する。

案件の内容が、ぱあとなあ会員が受任するのは妥当でないと思われるケース（例えば多額の債権処理や不動産管理、紛争事案などが想定されるケースなど）は、推薦の可否について運営委員会で協議する。

3 ぱあとなあ事務局から推薦依頼者に推薦書を提出する

推薦された受任予定者は住民票と後見人候補者照会書を裁判所へ提出する。

※住民票は、個人番号の記載がないもの

参考までに・・・・

家庭裁判所に提出する書類では、原則として、個人番号は必要ありません。

この間に、受任予定者は依頼元と連絡を取り、本人との面談を実施、家裁での受理面談に同席します。

受理面談は、書記官、依頼元の担当者、本人が同席します。例えば、寝たきり等で本人が裁判所へ赴くことが困難な場合は、生活している施設等で受理面談を実施する場合もあります。

4 受任会員に「後見開始」の審判書が届く

審判書と一緒に「●月●日まで財産目録・収入支出予定表」を提出してください」というような、事務連絡文書も送られます。

※参考に私の手元に届いた審判書の写しをご覧ください。

5 二週間の抗告期間を置いて審判が確定する

[審判確定日]

後見類型：後見人が特別送達で審判書を受取ってから 2 週間後

保佐類型（補助類型も同じ）：

被保佐人と保佐人のいずれか遅い方が特別送達で審判書を受取ってから 2 週間後。

また登記事項証明書取得の有無は、法務局に電話等で確認することが出来る。

6 東京法務局の登記手続きが完了すると「登記事項証明書」が取得可能

審判から東京法務局の登記が完了するまで 2 ~ 3 週間かかる。

登記番号は裁判所で確認する。（郵送で登記番号の知らせが届く場合もある）

登記事項証明書の取得手数料：1 通 550 円（収入印紙）

横浜地方法務局本局の窓口で申請する場合は、即日取得可能です

横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎 7 階 Tel 045-641-7976

みなとみらい線馬車道駅下車

郵送の場合は、申請書に返信用封筒（84 円切手貼付）を同封し、東京法務局へ郵送。

（送付先）〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階
東京法務局民事行政部後見登録課 Tel 03-5213-1360（ダイヤルイン）

申請書は東京法務局のホームページから取得可能

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_seinen.html

登記事項証明書は後見人の身分証明書であり、後見活動の際に携帯する。また、施設利用契約締結時や金融機関で通帳名義変更をする際などに提出を求められるので、必要数を取得することが望ましい。

7 財産調査に着手する。通帳の引継ぎを受け、審判後 1 ヶ月以内に財産目録と收支予定表を裁判所に提出する。あわせて就任したことを関係者に連絡し、本人に関する情報を得る。

申立人の関係書類は家裁で閲覧謄写申請が可能です。

謄写は 1 枚 50 円、司法協会に依頼すると手数料が加算されます。

通帳等を引き継いで後見人が預かる際には、預かる時点での残高を明記した引き継ぎ書（または通帳等の預かり書）を作成することが望ましい。

1 ヶ月で報告が出来ない事情のある場合は、必ず家裁の書記官に連絡し相談する。

【ポイント】

- 1 家庭裁判所に財産目録を提出するまでは金銭の出納はしないこと。
注：財産調査の段階で、携帯電話の未払い金の督促状が携帯キャリアの顧問弁護士から届いた。弁護士事務所に電話し、状況を説明、数日の猶予をいただき、家裁に支払いについて相談。上申書を提出し、家裁の許可を得て、財産目録提出前に支払いを行ったことがあります。
- 2 金融機関への提出書類は、各金融機関で異なるので事前に電話等で確認すること。一般的に提出を求められるのは登記事項証明書、後見人の印鑑証明書、実印、通帳の新届出印、身分証明書類などです。
- 3 関係機関として後見人就任について連絡するのは、本人が利用している福祉施設役所の介護保険担当課、福祉課、生活保護課、国民健康保険課などです。
- 4 審判確定から日数が経過して各種届け出をする場合（転居等で住所地が変更になり、行政関係の手続きを行う場合等）は、届け出先によっては、発行されてから〇ヶ月以内の登記事項証明書の提出を求められる場合もあります。
- 5 研修受講システムの利用について



皆さんに、今後、研修受講システム利用のIDとPWが付与されます。必須研修、選択研修、地区会、ばあとなあ定期報告等について、本ページよりオンラインで手続きします。